

令和9年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目 的

大分県立学校実習助手を志望する者について、令和9年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 求められる実習助手像

実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力をもち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者

3 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

試験区分	採用予定者数	職務の内容
農業実習助手	1 人	農業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
工業（電気電子）実習助手	1 人	工業（電気電子）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
商業実習助手	1 人	商業に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
理科実習助手	1 人	理科に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
合 計	4 人	

※ 各試験区分において同一の試験を実施するが、障がい者については、願書の記載事項を審査の上、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。

4 受験資格

次の①から③までの全ての要件を満たすとともに、試験区分ごとに④から⑦までのいずれかの要件を満たす者に限る。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- ② 昭和51年4月2日以降に生まれた者
- ③ 県内のどこにでも赴任できる者
- ④ 農業実習助手を志望する者は、農業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑤ 工業（電気電子）実習助手を志望する者は、工業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑥ 商業実習助手を志望する者は、商業に関する学科の高等学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者
- ⑦ 理科実習助手を志望する者は、高等学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）又はそれと同等以上の学力を有すると認められる者

（注意）採用に際して実施する犯罪事実確認について

採用に際し、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、教員として採用しないこと等の措置を講じる必要があるため、第2次試験合格者については、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下記（参考）記載の条文を確認すること。

(参考) 地方公務員法 (抜粋)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(参考) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 69 号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条 (同項の罪に係る部分に限る。) の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律 (昭和五年法律第九号) 第四条の罪 (刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二号) 第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 (令和五年法律第六十七号) 第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器 (以下このロにおいて「写真機等」という。) を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為 (イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者 (その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者 (当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。) を除く。) であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

5 出願等手続

(1) 出願方法及び出願期間

出願の方法は、原則インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。

下記の要領で出願すること。なお、インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、4ページ記載の【問い合わせ先】まで連絡すること。

① 環境の確認

インターネット接続（スマートフォンを含む）、メールの送受信及び書類の印刷（A4サイズのモノクロ印刷）が可能であること。

② 大分県電子申請システムのアカウント作成

次のURL（もしくは右の二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してGrafferアカウントを作成する。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9oita-jissyujosyu>

※ Grafferアカウントの作成方法は、次のURL（もしくは右の二次元コード）から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして確認すること。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。

③ 出願期間

令和8年9月7日（月）9：00～9月28日（月）17：15

④ 大分県電子申請システムによる申請情報の入力

入力項目ごとの指示に従い、間違いのないよう入力すること。

※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。また、「申請」後に修正の必要が生じた場合、4ページ記載の【問い合わせ先】まで連絡をし、修正の依頼をすること。また、「修正」は、出願期間内に依頼すること。

※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中のURLから確認すること。「申請番号」は、問合せの際などに必要になるため、控えておくこと。

⑤ 申請内容の審査と受験票等の交付

審査期間 令和8年9月29日（火）～10月2日（金）

上記の期間中に電子申請内容の審査を行う。審査が完了すると、登録したメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中のURLから願書と受験票をダウンロードすること。受験票は、試験当日までに印刷しておくこと。

※ 上記審査期間内に「交付物発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、5ページ記載の【問い合わせ先】に必ず連絡をすること。

※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日及び日曜日を除く。））に問い合わせること。

（注意）ア 電子申請内容に不備がある場合は、出願を受け付けないことがある。

イ 受験料は不要である。

ウ 障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者（例：車いす使用等）は、入力フォームの「受験上の配慮」にその旨を入力すること。

(2) 試験区分等

出願する試験区分は、農業実習助手、工業（電気電子）実習助手、商業実習助手又は理科実習助手のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の試験区分の変更は認めない。



6 第1次試験

(1) 期 日

令和8年10月16日（金）

(2) 試験場

大分県教育センター 中研修室3 （大分市旦野原847番地の2）

（注意） 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 日程及び試験内容

時 間	試験等	内 容 等
9:00	入室完了	・ 試験室には8:30から入室可
9:00～ 9:20	出欠確認、諸注意	
9:20～10:20	教養試験	・ 基本的な一般教養
10:40～11:40	専門試験	・ 試験区分についての専門的な知識及び技能

（注意） 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

(4) 携行品

	携行品	注意事項等
①	受 験 票	・ 各自でA4用紙に印刷し、切り取っておくこと。
②	筆記用具	・ 黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム
③	時 計	・ 計時機能だけのものに限る。

(5) 試験結果

- ① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。

なお、合格ラインの範囲内であっても成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 合格ライン：採用予定者数の4倍

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（150点満点中60点）以下に該当する場合

- ② 第1次試験の結果は、令和8年10月26日（月）（予定）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyuujyosyu2027.html>）に第1次試験の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て大分県電子申請システムにて通知する。

- ③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyuujyosyu2027.html>）に掲載する。

7 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。

(1) 期 日

令和8年11月13日（金）（予定）

(2) 試験場

大分県教育センター（詳細は、第1次試験結果通知の際に通知する。）

（注意） 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
面 接 I	職務に関する口頭試問
面 接 II	人物評価に関する個人面接

(4) 試験結果

第2次試験の結果は、令和8年11月26日（木）（予定）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyuujyosyu2027.html>）に第2次試験の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

なお、採用予定数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（250点満点中100点）以下に該当する場合

8 各試験の配点

試 験	第 1 次試験(150 点)		第 2 次試験(250 点)	
	教養試験	専門試験	面接Ⅰ	面接Ⅱ
配 点	50 点	100 点	100 点	150 点

(注意) 第 2 次試験の合格者は、第 1 次試験及び第 2 次試験の総合成績により決定する。

9 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、第 1 次試験及び第 2 次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。

10 合格者の行う手続等

第 2 次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第 2 次試験合格者に対して通知する。

11 採用

- (1) 選考試験の合格者は、令和 9 年 4 月 1 日付けで採用するものとする。
- (2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は、採用しない。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

12 その他

- (1) 携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。
- (2) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。

郵便番号 870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県情報センター（大分県庁舎本館 1 階） 電話 (097) 506-2285

問い合わせ 9:00～17:00（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

【問い合わせ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号

電 話 097-506-5518

ホームページ https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/jissyu_jyosyu2027.html



この二次元コードからホームページにアクセスできます。